

人権問題に関する市民意識調査について

1. 目的

市民意識の変化、動向を把握することにより、人権尊重のまちづくり基本計画における進捗を把握するための基礎資料とするために、計画期間の中間（10年期間の5年目）となる令和8年度に市民意識調査を実施する（前回は令和3年6月実施）。

2. 調査方法

対象者：枚方市内に居住している18歳以上の者を無作為抽出

調査数：3,000人

調査方法：委託業者に委託し、調査票を郵便にて送付

回収率を高めるインセンティブの実施（回答者10人にQUOカード（500円券）を発送）

回答は、郵便による返送又はオンラインによる回答を併用

前回調査：回答率39.1%（調査数3,000人、回答数1,173人）

3. 調査スケジュール

令和8年4月 委託業者に調査委託を発注

5月 委託業者による調査票の郵送等

6月 市民アンケートの実施

8月末 委託業者から集計等結果を受領

4. 調査項目の基本的な考え方

○経年比較できるよう令和3年度調査項目を基本とし、近年の社会情勢等を踏まえ、施策に反映するための市民意識を確認するための質問を検討する。

○人権問題全般を聞く調査項目とし、回答者の負担を考慮するとともに一定の回答を確保する観点から、質問数は前回と同程度とする。

※令和3年度調査項目と質問数（枝番含む）

- ・いろいろな人権問題についての意識や考え方について（3問）
- ・住まいのことや就職、結婚相手・パートナーに対する意識や考え方について（3問）
- ・ここ5年間の人権をめぐる法律や条例の施行、及びこれらに関する人権問題について（5問）
- ・新型コロナウイルス感染症における人権侵害の問題について（1問）
- ・インターネットにおける人権侵害の問題について（1問）
- ・人権や差別に関する考え方について（1問）
- ・人権問題の解決に向けた行政の取り組みについて（1問）
- ・人権について学ぶための機会について（2問）
- ・人権侵害について（6問）
- ・あなたご自身のことについて（4問）

計27問

5. 調査内容の検討（社会情勢等の変化に対応した新たな質問項目の検討）

○人権をめぐる法律や条例の施行、及びこれらに関する人権問題について

⇒前回調査以降に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T理解増進法）」「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」について、市民の認知度を把握するための項目の追加

⇒前回調査以降、計画策定の際、人権問題を「新型コロナウイルス感染症」から「新型コロナウイルス等新たなウイルス等感染症」としたことによる項目の修正

○人権問題の解決に向けた行政の取り組みについて

⇒前回調査以降に施行された「大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口（ネットハーモニー）の開設」など新たに追加された事業の項目を追加